

八戸市農業委員会 12 月総会議事録

日時：令和4年12月12日（月）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

出席委員

農業委員 19名中17名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 出	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 欠	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 出	18 番 橋場 孝 欠	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中21名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 梅津 孝敏 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 出	18 番 金谷 由松 出	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 欠
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主査 金田 かおり、主査 宮野 裕文、主事 馬場 正泰、主事 工藤 悠万、
主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、西野農業委員、橋場農業委員、上明戸推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 51 号、令和 4 年度第 9 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、加藤農業委員が当事者となっている事案がございます。

加藤農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

今年、日本は暗い一年でしたけれど、唯一明るい話題といえば、この前まで日本が頑張っていたサッカーワールドカップじゃないかなと思います。皆さんも寝不足しながら見たと思います。スポーツの話題を楽しみにしながら仕事を頑張るというのが今年のイメージでした。実はまた自慢話をさせていただきます。この前、新山響平という競輪の選手が日本トップの大会で一位になりました。その方も実は是川出身でありまして。この前も言いましたけれど、是非、箱根駅伝は駒澤大学を応援していただければなと思っております。やはり選手は応援の声が届いているとワールドカップでも言うておりましたので。それでは、今年最後の憲章をよろしく願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は年末のお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。先月16日に開催いたしました県大会も人数制限をしておりましたが、無事終わることができました。来年は通常通りに開催できるように環境が整っていくことを願っております。11月30日には東京の方でありました農業者年金加入推進セミナーと、12月1日には全国農業委員会会長代表者集会に出席いたしまして、地元の国会議員の先生方に要請活動をしてまいりました。いつも伺うのが国会の会期中なので慌ただしい感じなのですが、今回は特に慌ただしくて落ち着いて話を聞いてくださる雰囲気ではないなという印象を受けました。できれば地元に戻った時に余裕をもってお話ができるような日程調整ができればいいなと感じてまいりました。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしく願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、3番 澤向 敏一 委員、6番 阿達 福壽 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第47号、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

山崎GL

それでは、事務局の山崎から、議案第47号、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見について御説明いたします。

右上に本日の日付、令和4年12月12日、総会資料別冊、標題に八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見についてと記載されたA4縦の資料を御覧願います。

先月開催の11月総会において、協議案件として御説明させていただきましたが、八戸市農業委員会の委員、以降、農業委員といたしますが、任期満了に伴います農業委員の募集につきましては市長事務局の農林水産部農政課において実施されますことから、同時に農業委員会において実施いたします八戸市農地利用最適化推進委員の募集とその方法等内容をすり合わせるため、農政課と農業委員会で協議しておりました。協議内容を踏まえまして、農業委員会等に関する法律施行規則第7条の規定により農業委員の募集案が作成され、八戸市長から意見を求められましたことから、御審議いただくものでございます。

それでは、資料の表紙をめくりまして、1ページを御覧願います。

募集要項につきましては、11月総会において協議案件として御説明させていただきましたが、内容に一部訂正がございました。11月総会において、令和2年の募集要項から大きな変更点はございませんと御説明しておりましたが、令和3年3月に押印見直しが行われたことから、農業委員の推薦・応募書、同意書、推薦承諾書への押印は不要となりますので、訂正させていただきます。

その他には前回募集時からの変更点等はございませんので、簡潔に御説明いたします。1、農業委員の概要から、2、推薦・応募に必要な書類、注意事項は、説明を割愛させていただきまして、資料の下方に記載しておりますが、推薦・応募方法は、推薦・応募に必要な書類について、募集の実施機関であります市長事務局の農林水産部農政課へ提出していただくこととなります。募集期間は、令和5年2月1日の水曜日から2月28日の火曜日までの28日間となります。

続きまして、11月総会においては資料を割愛しておりました推薦・応募に必要な書類の記載例につきまして、要点を絞りまして御説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

こちらは、第1号様式、推薦・応募書の表面となります。法令等で定められている事項など、選考に必要な項目を記載していただくこととなります。特に経歴につきましては、お間違えのないよう注意してください。

資料の3ページを御覧願います。

こちらは、第1号様式、推薦・応募書の裏面となります。個人の連名による推薦の場合は、aの表内に代表者を含めて3名の方の住所や氏名などを、法人又は団体による推薦の場合は、bの表内に法人又は団体の概要を記載していただくこととなります。自ら応募する場合は、記載不要となります。

資料の4ページをお開き願います。

こちらは、資料の上部が第2号様式、同意書となります。同意していただく内容は、推薦を受ける者又は応募をする者、及び推薦をする者の住所や氏名などの個人情報のほか、推薦を受ける者又は応募をする者の欠格事項への該当の有無について、農政課において関係部署等の公簿等により確認することとございます。次に、資料の下部が第3号様式、推薦承諾書となります。この書類は、推薦の場合のみに必要となるものでございまして、推薦された者が推薦をする個人及び法人又は団体から推薦を受けることを承諾しているか確認するためのものでございます。

資料の5ページ以降につきましては、八戸市農業委員会の委員に任命する者の選考に関する規則と、11月総会においても御説明させていただきました委員の

募集から選考、任命・委嘱に関するスケジュールとなりますので、参考として御確認いただければと思います。

なお、農業委員の募集に際しまして、募集要項及び推薦・応募に必要な書類については、令和5年1月10日を目途に、農政課並びに南郷事務所の窓口に設置し、配布するとともに、八戸市ホームページに掲載し、ダウンロードして利用できるようにすることで早めの書類提出を周知していくとのことを農政課から聞いております。

最後になりますが、この八戸市農業委員会委員の募集案につきましては、次の議案の八戸市農地利用最適化推進委員の募集案と内容について整合性等が図られておりますことを申し添えいたします。

以上、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見についての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、募集案について意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第3

次に、日程第3、議案第48号、八戸市農地利用最適化推進委員の募集案につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

山崎 G L

それでは、事務局の山崎から、議案第 48 号、八戸市農地利用最適化推進委員の募集案について御説明いたします。

右上に本日の日付、令和 4 年 12 月 12 日、総会資料別冊、標題に八戸市農地利用最適化推進委員の募集案についてと記載された A 4 縦の資料を御覧願います。

先程の議案第 47 号、八戸市農業委員会委員の募集案に係る意見についてと同じく、先月開催の 11 月総会において、協議案件として御説明させていただき、また、先程の議案の説明においても触れさせていただいておりましたが、八戸市農地利用最適化推進委員、以降、推進委員といたしますが、任期満了に伴います推進委員の募集につきましては農業委員会において実施いたしますことから、市長事務局との協議内容を踏まえまして、農業委員会等に関する法律施行規則第 13 条の規定により推進委員の募集案を作成しましたので、御承認いただきたく、御提案するものでございます。

それでは、資料の表紙をめくりまして、1 ページを御覧願います。

募集要項についてですが、先程の議案と同様に、11 月総会での説明内容に一部訂正がございました。推進委員の募集につきましても、推薦・応募書、同意書、推薦承諾書への押印は不要となっております。その他には前回募集時からの変更点等はございませんので、簡潔に御説明いたします。1、農地利用最適化推進委員の概要のうち、募集人数は 22 人で、区域の名称と定数に記載のとおり、区域ごとに募集いたします。2、推薦・応募に必要な書類と注意事項は、説明を割愛させていただきまして、資料の下方に記載しておりますが、推薦・応募方法は、推薦・応募に必要な書類について、募集の実施機関であります農業委員会の事務局へ提出していただくこととなります。募集期間は、令和 5 年 2 月 1 日の水曜日から 2 月 28 日の火曜日までの 28 日間で、農業委員の募集案と同じ期間となります。

続きまして、11 月総会においては資料を割愛させていただいておりました推

薦・応募に必要な書類の記載例につきまして御説明いたしますが、農業委員の募集案の書類と標題やあて先のほかは、1箇所を除いて同じ内容となりますので、その相違箇所について御覧いただき、御説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

第1号様式、推薦・応募書の表面となりますが、こちらの1番下の項目、活動希望区域について記載していただくこととなりますので、注意してください。

続きまして、資料の5ページをお開き願います。

資料の右上に記載のとおり、募集要項の補足資料として推進委員の担当区域の具体的な所在地、大字や丁目等を表により記載しております。

資料の6ページ以降につきましては、八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則と、11月総会においても御説明させていただきました委員の募集から選考、任命・委嘱に関するスケジュールとなりますので、参考として御確認いただければと思います。

推進委員の募集に際しまして、募集要項及び推薦・応募に必要な書類については、令和5年1月10日を目途に、農業委員会事務局並びに南郷事務所の窓口に設置し、配布するとともに、八戸市ホームページに掲載し、ダウンロードして利用できるようにすることで、農業委員の募集と同じく、早めの書類提出を周知していくことを予定しております。

以上、八戸市農地利用最適化推進委員の募集案についての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 49 号、別段面積の変更の必要性についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御説明いたします。

総会資料の 1 ページ及び A 4 版縦の 1 枚もので右上に参考資料と記載されている関係法令等を抜粋した資料を御覧ください。

農地の権利の取得につきましては、参考資料の上段に記載しております農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により、権利取得後における農地の耕作面積の合計が、都府県の場合は 50 a 以上なければ許可することができないとされておりますが、当該規定中の括弧書きに記載のとおり、農業委員会が別段の面積を定め公示したときは、その面積以上であることが許可の要件となります。現在、本市においては、平成 21 年 12 月 15 日付け八農委告示第 1 号により、市内全域について別段面積を 30 a と設定しております。

別段面積の設定に当たりましては、参考資料の中段に記載しております農地法施行規則第 17 条第 1 項の規定により基準が定められており、第 1 号、設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、第 2 号、設定面積は 10 a 以上であること、第 3 号、設定面積は、設定区域内において設定する面積未満で農地を耕作している者の数が、農地を耕作している者の総数に占める割合の 40% を下らないように算定されるものであること、とされております。このような規定や基準が定められている理由は、地域の平均的な経営規模を勘案しながら、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、一定

以上の経営面積を確保させるためでございます。

また、別段面積につきましては、参考資料の下段に記載しております平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知により、毎年、変更の必要性を検討することとされております。

現在の当市の農業経営体数の状況でございますが、2020 年農林業センサスによりますと、市内において耕作している農地が 30 a 未満の農業経営体数が、全農業経営体数の約 50%となっております。

以上のことを踏まえまして、昨年 12 月総会において御承認いただいたときと大きな状況の変化は見られないことから、現行のままでよいものと思われまので、別段面積の設定内容の変更は行わず、市内全域、30 a としてよろしいか、御審議くださいますようお願いいたします。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることにより、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定の農地の権利取得に係る下限面積要件は削除されることとなっており、ただいま御審議いただいている別段面積の設定につきましても、その効力を失うこととなり、すなわち、農地の権利取得に係る面積制限がなくなります。改正法の施行後における農地法第 3 条の規定による許可に当たっては、現在の審査に係る運用を見直す必要があるものと思われまので、今後、事務局の考えを整理した上で、委員の皆様から御意見をいただき、新たな審査に係る運用を定めてまいりたいと考えております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第50号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上野委員

上野から報告いたします。去る11月29日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室において、番号35番を調査してまいりました。資料の3ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条35番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は15年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦（勝）委員

三浦から報告いたします。去る11月29日、三浦豊農業委員と市庁本館地下会議室において、番号36番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 36 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、長いも、とうもろこし、アスパラガスです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 13km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 3 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 3 人、女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、トラック、草刈機各 1 台を所有しており、トレンチャー 1 台を兄から借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

高橋委員

高橋から報告いたします。去る 11 月 29 日、三浦豊農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 37 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 37 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 500m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、耕運機、トラック各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

田名部委員

田名部から報告いたします。去る 11 月 29 日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 38 番を調査してまいりました。資料の 4 ページをお開き願います。

貸人の住所、氏名、年齢、及び借人の所在地、名称、代表者職氏名、農業従事者、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 38 番

調査には、借人は本人が、貸人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、2 年間の解除条件付賃貸借です。なお、解除条件付の貸借とは、農地所有適格法人以外であって、農地法第 3 条第 3 項の規定により例外的に許可をされる法人が、農地を適正に利用していない場合に貸人から一方的に契約を解除されることが条件となっている貸借のことです。申請理由は、借人は規模拡大、貸人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は、きゅうり、じゃがいも、食用菊、センキュウです。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、借人は令和 4 年 2 月に新規就農のため畑を解除条件付で借入れしております。通作距離は約 7km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 2 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農業従事者は男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、刈払機 2 台、ミニ耕運機 1 台を所有しており、トラクター 2 台を知人から借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

森（庄）委員

森から報告いたします。去る 11 月 29 日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 39 番を調査してまいりました。

貸人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並

びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 39番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆です。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人は令和3年3月に転用のため畑を貸付けし、令和4年8月に転用のため畑を売却しております。通作距離は約10m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は45年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、耕運機、管理機、軽トラック、田植機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

会長

次に、日程第 6、議案第 51 号、令和 4 年度第 9 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、加藤委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、加藤委員は退室をお願いいたします。

(加藤委員退室)

会長

それでは、加藤委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第 51 号、令和 4 年度第 9 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 5 件、使用貸借 11 件の計 16 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 7 名、貸し手 16 名で、利用権設定面積は、合計 66,855 m²でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、加藤委員が関係する事案を説明いたします。資料の 7 ページをお開き願います。

利用集積 16 番

番号 16 番、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございまして、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 10,000 円でございます。

公告年月日は、令和 4 年 12 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

加藤委員の入室をお願いいたします。

(加藤委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

引き続き、事務局の柏村から説明いたします。資料の5ページをお開き願います。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額米60kgでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額もみ60kgでございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額米30kg及び10,000円ございま

利用集積 5 番	<p>す。</p> <p>番号 5 番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>番号 6 番から資料 7 ページの番号 15 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。</p>
利用集積 6 番～14 番	<p>番号 6 番から資料 7 ページの番号 14 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 15 番	<p>番号 15 番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、4 年 11 か月間使用貸借するものでございます。</p> <p>公告年月日は、令和 4 年 12 月 16 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本事案は承認することに決しました。</p>

日程第 7
会長

次に、日程第 7、議案第 52 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

三浦（豊）委員

三浦から報告します。去る 11 月 29 日、谷地委員と市庁本館地下会議室において、番号 74 番と番号 75 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 74 番、75 番

番号 74 番と番号 75 番の 2 案件ですが、受人及び転用目的が同一で、隣接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。

調査には、受人は本人が、渡人は、番号 74 番は代理人として番号 75 番の渡人が、番号 75 番は本人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。転用目的は、資材置場、重機置場、駐車場、通路です。実施計画は、令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 5 月 30 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地南西側の接道部分を切土し、その法面は緑化します。重機置場、駐車場、通路とする部分は碎石敷きします。雨水については、浸透池を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立大館中学校から南東側約 250m に位置し、番号 74 番は畑、宅地に、番号 75 番は畑、宅地、雑種地に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道については売買により取得する予定となっており、受人と土地所有者との間で売買する旨の確約書が提出されています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、

許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 8

次に、日程第 8、報告第 48 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出に

会長

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 11 月分でございます。資料の 11 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 116 番

今回の届出は、資料 11 ページの番号 116 番から資料 20 ページの番号 143 番までの計 28 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

～143 番

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 11 ページの番号 117 番及び

資料 20 ページの番号 143 番が有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 9、

日程第 10

会長

次に、日程第 9、報告第 49 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 10、報告第 50 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 11 月分でございます。

はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 21 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 16 番、17 番

番号 16 番、番号 17 番、転用目的は貸駐車場でございます。

4 条 18 番

番号 18 番、転用目的は貸家 8 棟建築でございます。

続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 23 ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5 条 108 番

番号 108 番、転用目的は店舗 1 棟建築でございます。

5条 109 番	番号 109 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。
5条 110 番	番号 110 番、転用目的は資材置場でございます。 次ページをお開き願います。
5条 111 番	番号 111 番、転用目的は資材置場でございます。
5条 112 番	番号 112 番、転用目的は貸家 4 棟建築でございます。
5条 113 番	番号 113 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 114 番	番号 114 番、転用目的は農業用資材置場でございます。
5条 115 番	番号 115 番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条 116 番	番号 116 番、転用目的は建売住宅 3 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 117 番	番号 117 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 118 番	番号 118 番、転用目的は集合住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 11 会長	次に、日程第 11、報告第 51 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
柏村主幹	事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 11 月分でございます。資料の 27 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条 17番

番号 17 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条 18番～23番

番号 18 番から資料 29 ページの番号 23 番までは、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 4 年 12 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 12

次に、日程第 12、報告第 52 号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 11 月分でございます。資料の 31 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

農地改良 3 番

番号 3 番、着工年月日は令和 4 年 12 月 1 日で、使用する土の採取場所は大字坂牛字上鳥ノ木沢地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 4 年 11 月 17 日でございます。

農地改良 4 番

番号 4 番、着工年月日は令和 5 年 3 月 1 日で、使用する土の採取場所は三戸郡五戸町大字浅水字大平地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 4 年 11 月 17 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時50分)